大里広域市町村圏組合監査委員公告第2号

令和3年度定例監査の結果に基づき、管理者から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年11月18日

大里広域市町村圏組合監査委員 三澤 欣一

令和3年度定例監查指摘事項等措置報告書

指摘事項等

1 収入事務

(1) 介護報酬の返還金(返納金)について、督促状の発付が遅延しているものがあった。本組合が準用する熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務を行うべきである。

【介護保険課】

2 支出事務

(1) 委託料支出の根拠となる業務完 了報告書について、適正な文書収受 がされていないものがあった。本組 合が準用する熊谷市文書管理規程 第8条第1項の規定に基づき適正 な事務処理を行うべきである。

【総務課】

3 契約事務

(1) 工事請負費の支出の根拠となる 工事完成通知書等について、適正な 文書収受がされていないものがあ った。本組合が準用する熊谷市文書 管理規程第8条第1項の規定に基 づき適正な事務処理を行うべきで ある。

【業務課】

4 財産管理

(1) 指摘事項なし

措置状況

1 収入事務

(1) 本組合が準用する熊谷市会計事務規則第23条に基づく適正な事務処理を行うため、督促状の取扱いの認識を確認した。今後は適正な事務処理を徹底する。

【介護保険課】

2 支出事務

(1) 文書管理規程及び監査指摘事項 を課内で回覧し、適正な文書収受に ついての共通認識を図った。今後、 適正な事務処理を徹底する。

【総務課】

3 契約事務

(1) 契約事務においては、本組合が 準用する熊谷市文書管理規程第8 条第1項の規定に基づき適正な文 書収受を現在は実施しており、今後 も適正な文書収受に努める。

【業務課】